



平成25年6月20日(木)

トマト教育資金贈与預金「みらいへのおくりもの」 の取り扱い開始、および2大特典について

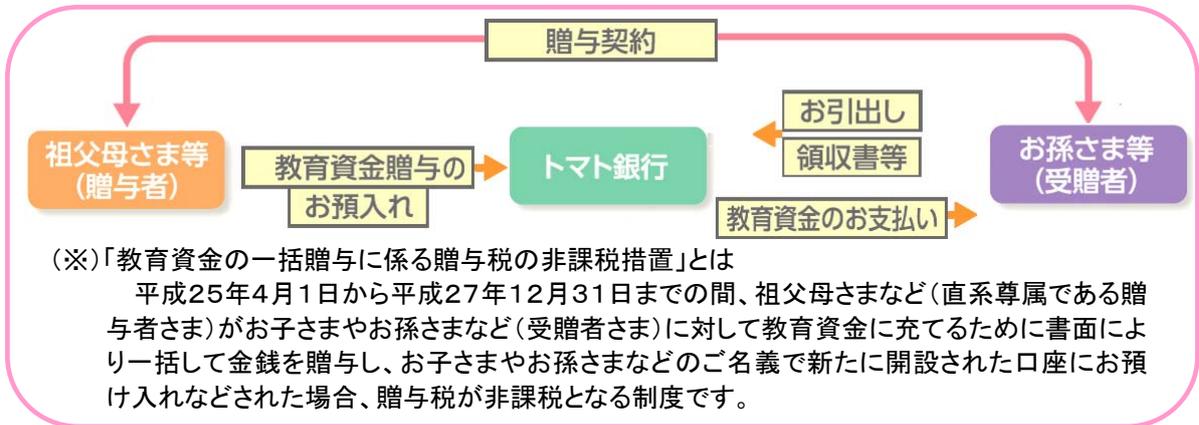
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を活用する、トマト教育資金贈与預金「みらいへのおくりもの」の取り扱いを開始いたします。
- お預けいただくご預金贈与者さまには、①定期預金の金利上乘せ、②貸金庫使用料無料、の2大特典をご利用いただけます。

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」導入に合わせて、平成25年6月24日(月)より、トマト教育資金贈与預金「みらいへのおくりもの」の取り扱いを開始いたしますのでお知らせします。

お預けいただくご預金の贈与者さまには、①定期預金の金利上乘せ、②貸金庫使用料無料、の2大特典をご利用いただけます。

1 「みらいへのおくりもの」の商品概要

ご利用いただけるお客さま	祖父母さまなどの直系尊属の方から、教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま
預金種類	普通預金(教育資金管理契約を別途締結させていただきます。)
お預入期間	平成25年6月24日(月)から平成27年12月18日(金)まで
お預入金額	お振込みによりお預け入れいただきます。 100万円以上1,500万円以内(1円単位)です。
お申込期限	平成27年12月18日(金)
口座開設方法	郵便によるメールオーダー方式(ご来店不要)
手数料	口座管理手数料、振込手数料:無料 払出事務手数料:無料 ※(ただし、10万円未満1,050円(税込))



2 贈与者さまにご利用いただける2大特典について

① 定期預金の金利上乘せ

スーパー定期・スーパー定期300を100万円以上(新規のお預け入れに限ります。)
3ヵ月(自動継続方式)お預け入れいただいた場合、店頭表示金利+年1.00%(引後年0.7968%)上乘せさせていただきます。

② 貸金庫使用料無料

貸金庫の契約日から契約年度の末である3月末日までの貸金庫使用料を無料とさせていただきます。

※ 次年度以降は、通常の使用料とさせていただきます。

トマト銀行 25年。



トマト教育資金贈与預金「みらいへのおくりもの」商品概要について

ご利用いただけるお客さま	祖父母さまなどの直系尊属の方から、教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま
預金種類	普通預金(教育資金管理契約を別途締結させていただきます。)
お預入期間	平成25年6月24日(月)から平成27年12月18日(金)まで
お預入金額	100万円以上1,500万円以内(1円単位)です。
お申込期間	平成25年6月24日(月)から平成27年12月18日(金)
口座開設方法	郵便によるメールオーダー方式(来店不要)
利率	普通預金の店頭表示利率
お預入方法	お振り込み
お払出方法	郵便によるメールオーダー方式(来店不要) 領収書払い 教育資金の支払いに充当したことを証明する領収書など、(支払日から1年以内)および払戻請求書をもとに払出す方法 振込払い 教育資金の支払いに係る請求書など、および振込依頼書をもとに支払先に直接振り込みする方法
契約の終了	以下のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了し、本口座はただちにご解約いただきます。 ・ 預金者(お孫さまなど)が30歳になられた日 ・ 預金者(お孫さまなど)が亡くなられた場合 ・ 残高がなくなり、預金者(お孫さまなど)と当社で契約終了の合意があった日
手数料	・ 口座管理手数料:無料 ・ 「振込払い」に係る振込手数料:無料 ・ 払出事務手数料:無料 1回あたり払出合計10万円以上:無料 1回あたり払出合計10万円未満:1,050円(税込)
取扱店舗	本支店59カ店(ももたろう支店を除く)
その他	窓口で詳しい説明書をご用意しております。

以上

本件に関するお問い合わせ先	営業企画部 川北	TEL 086-221-1262
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当) 藤岡・岸本	TEL 086-221-1057

トマト銀行 25年。



よくあるご質問

- Q1** 贈与する子や孫が複数いる場合は何人まで適用となりますか？
A1 人数に制限はありません。お孫さま等お1人あたり1,500万円が非課税限度額です。例えば、お孫さま等がお2人いらっしゃる場合は合計3,000万円まで非課税で贈与することができます。
- Q2** 教育資金贈与預金に預入れた金額の総額が1,500万円であれば必ず非課税となりますか？
A2 教育資金に充当した金額のみが非課税扱いとなります。本契約終了時に、お預入れいただいたご資金から教育資金としてのお引出金額(学校等の教育機関以外へのお支払いは500万円が限度)を差引いた残額に対し、贈与税が課税される場合がございますので、お孫さま等の教育計画にあわせてお預入れいただく金額をご検討ください。
- Q3** 非課税限度額となる1,500万円は一度に贈与しなければならないのですか？
A3 複数回に分けて贈与することも可能です。
- Q4** 平成25年4月1日以前に、贈与を受けている場合、その資金で口座を開設できますか？
A4 平成25年4月1日以後に贈与を受けた金銭のみ対象となります。
- Q5** 平成27年12月18日までであれば、何度でも申込みが可能ですか？
A5 本商品へのお預入金額の総額が1,500万円までであれば、何度でも追加でお申込みいただくことが可能です。
- Q6** 専用口座に預入れる前に支払った教育資金についても教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の対象となりますか？
A6 お預入れ後に支払った教育資金のみが対象となります。
- Q7** 教育資金以外の引出しも可能ですか？
A7 原則、教育資金以外のお引出しはできません。
- Q8** 「教育資金」とはどのようなものですか？
A8 幼・小・中・高・大学等に支払われる入学金や授業料等を指します。また、塾や習い事等の学校以外への支払いも500万円を限度に認められます。
※詳しくは文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。
- Q9** 通常の贈与税非課税枠との併用は可能ですか？
A9 可能です。

詳しくはお客さまサポートセンター
または窓口まで

0800-111-1234 [受付時間] 銀行営業日 9:00~18:00

(2013.6)

トマト教育資金贈与預金

みらいへのおくりもの*



お孫さまへの大切な気持ちをお預かりいたします。

トマト教育資金贈与預金の特徴

お孫さま等の教育資金として当社がお預りします。

お預入れいただいた資金は、お孫さま等が将来にわたり十分な教育が受けられるように教育資金として当社がお預りします。

教育資金としてまとめて1,500万円まで贈与いただくことができます。

学校等の教育機関へのお支払いであればお孫さま等1人あたり1,500万円まで贈与税が課税されません。

教育資金のお引出状況をご報告いたします。

年1回、お孫さま等の受贈者さま宛てにお引出状況についてご報告いたします。残高などがご確認いただけますので、将来に向けた教育資金の支払計画を立てていただくことができます。





「トマト教育資金贈与預金」の仕組み

- 「トマト教育資金贈与預金」は、30歳未満のお孫さま等への教育資金として当社へお預入れいただき、当社はお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いする商品です。
- お預入れ時に受贈者であるお孫さま等から「教育資金非課税申告書」を当社経由で税務署宛てにご提出いただけます。
- お預入れいただいた資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであればお孫さま等1人あたり1,500万円まで贈与税が課税されません。(学校等の教育機関以外へのお支払いは500万円までとなります。)



商品概要

ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方から、教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま
対象となる預金	普通預金(教育資金管理契約を別途締結していただきます。)
お預入期限	平成27年12月18日まで
口座開設方法	ご郵送または窓口でのお取次
お預入方法	○原則、振込によりご入金いただけます。 ○お預入金額は100万円以上1,500万円以内(1円単位)です。
お引出方法	○ご郵送または窓口でお申込みいただけます。 ○お引出方法には以下の2つの方法があります。 <領収書払い> 教育資金の支払いに充当したことを証明する領収書等(支払日から1年以内)および払戻請求書をもとにお引出しする方法 <振込払い> 教育資金の支払に係る請求書等および振込依頼書をもとにお引出しのうえ、お支払先へ直接お振込みする方法
手数料	○口座管理手数料:無料 ○振込払いに係る振込手数料:無料 ○払出事務手数料:1回あたりお引出合計10万円以上…無料 1回あたりお引出合計10万円未満…1,050円(税込)
金利	普通預金店頭表示金利
本口座の解約について	以下のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了し、本口座はただちにご解約いただけます。(通常の預金口座として引続きご利用になることはできません。) ①預金者(お孫さま等)が30歳になられた日 ②預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合 ③残高がなくなり、預金者(お孫さま等)と当社で契約終了の合意があった場合
お取扱店	全店舗(ももたらう支店を除く)



ご注意いただきたい事項

お申込み

- 本商品へお預入れいただく資金は、贈与者さまと受贈者さまの間で書面による贈与契約に基づき、贈与されたものであり、お申込み時に贈与契約書の原本をご提出いただけます。
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置にともなう金融機関へのお預入れは、受贈者さま1人あたり上限金額1,500万円までで1金融機関1営業所のみとなります。複数の金融機関・営業所へのお預入れはできません。
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の上限金額は、受贈者1人あたり1,500万円ですが、塾や習い事等の学校等以外へのお支払いは500万円までとなります。
- お申込日から、口座開設まで1週間程度の時間を要します。

ご契約の開始

- 契約日は教育資金贈与預金の口座開設日となります。
- 贈与を受けた日(贈与契約日)から2か月以内にお預入れがない場合は、教育資金管理契約は無効となります。

お引出し

- ご提出いただく領収書等は契約の開始後、最初の預入日から教育資金管理契約終了日までの支払いで、支払日から1年以内のものに限ります。1年以内とは、領収書等の支払日から当社が預金からお引出し手続きを行った日までとなります。

お届事項の変更

- 当社にお届けいただいている事項に変更が生じた場合は、必ず当社にご連絡ください。変更内容によっては、税務署宛てに申告書の提出が必要となります。

【税務署宛て申告書が必要な事例】

- お預入金額を追加される場合
- 預金者さまの氏名・住所が変わられる場合

ご契約の終了

- 本契約終了時に、お預入れいただいたご資金から教育資金としてのお引出し金額を差引いた残額に対し、贈与税が課税される場合があります。

本商品における税務上の取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。